令和８年１０月１日

西原村長 吉井　誠 様

西原村立保育所のあり方検討委員会

委員長 田代　絹代

# 西原村立保育所給食調理業務の民間委託について（中間答申）

本委員会は、西原村公立保育所の今後のあり方について、令和８年１月の第１回委員会以降審議を重ねているところである。この間、調理業務を担う６名の職員のうち３名から、退職の希望があり、安定的な給食提供体制の維持が課題となった。

ついては、本委員会は、保育所全体のあり方に関する結論を待たず、調理業務の取扱いについて先行して審議を行い、下記のとおり中間的な意見を取りまとめたので、答申する。

記

１　審議の経緯

村立保育所においては、調理業務を担う調理員が、退職を希望しており、後任の確保が困難な状況にあることから、村より本委員会に対し、調理業務の取扱いについて先行して意見を求めたいとの相談があった。

本委員会は、令和８年１０月１日の第２回委員会において、調理業務の民間委託に

ついて審議を行った。

２　本委員会の意見

　調理業務については、保育の内容そのもの（保育士配置や保育方針等）とは切り離して検討することが可能な業務であり、また、調理員の退職という人事上の事情に速やかに対応する必要があることから、保育所全体の民営化の可否に関する結論を待たず、先行して民間委託を行うことは妥当と考える。

ただし、実施にあたっては、以下の点に十分留意されたい。

３　留意事項

（１）給食の質の確保

　献立作成、アレルギー対応、衛生管理、食育の推進等について、現行水準を下回ることのないよう、委託先の選定及び委託後の履行確認の体制を整えること。

（２）引き継ぎ体制

　調理員の退職時期を踏まえ、児童及び保護者に混乱が生じないよう、委託事業者の選定及び業務移行に十分な準備期間を確保すること。

（３）保護者への周知

　給食調理業務の委託が、保育所全体の民営化の結論を予断するものではないこ

とを明確にした上で、実施時期・内容について保護者に丁寧に説明すること。特に、現在準備中の保護者アンケートの趣旨と混同されないようにすること。

（４）保育料等への影響

調理業務の委託が、保育料その他の保護者負担に影響を及ぼさないことを確認し、必要に応じて説明資料に明記すること。

４　本答申の位置づけ

本答申は、調理業務の取扱いについて先行して意見を取りまとめた中間的なものであり、村立保育所全体のあり方に関する本委員会の最終的な結論を予断するものではない。

本委員会は、引き続き、保育所全体のあり方について審議を継続し、別途、最終的な答申を取りまとめるものとする。